

私的勉強会広報 要項

1, 要項の主旨

本会会員から自身が主催する私的勉強会開催に関して広報依頼があった場合に、必要となる要件を明らかにし、会員への情報提供の質を保証することを目的とする。

2, 本要項作成の背景

会員の活動広報は会員福利厚生の一環と捉えることもできるが、一方で法人が個人の活動を支援することは、個人の活動の活発性に依存することとなり公平性の観点においては格差が生じることが考えられる。併せて、法人が行った広報が収益重視の企画や内容の質が担保出来ないものであった場合、広報を担当する法人にも一定の責任が伴う。

3, 本法人が行う広報の範囲

本法人が行う広報の範囲は情報提供にとどめるものとし、必要最低限とする。

4, 広報の方法

本会ホームページ「勉強会掲示板」への情報掲示。なお、紙媒体による広報は行わない。
掲示の内容は以下の通り。

- ①グループ名
- ②責任者氏名
- ③勉強会のテーマ・内容（日時・場所・研修内容）
- ④参加費

尚、掲示板への掲示と士会承認研修会の認定手続きは別とする。

5, 情報掲示のための要件

- ①勉強会参加費の合算が会場費・講師謝金・事務経費の合算額に対して10%以上の利益をあげないこと
- ②講師謝金額は原則本会の謝金規程に準ずること
- ③勉強会の内容は日本理学療法士協会が掲げる専門領域に則り、広く会員の能力向上に資するものであることかつ、臨床技術については理学療法士および作業療法士法もしくは厚生労働省医政局医事

課長通知「理学療法士の名称の使用等について」に示される理学療法士の業務の範疇を超えないこと

- ④理学療法士が講師に就任する場合は日本理学療法士協会会員であること。
- ⑤勉強会の参加者は原則として日本理学療法士協会会員に限るが、作業療法士・言語聴覚士等関連職種の参加が相応しいと考えられる内容に関しては当該職種の協会会員の参加を妨げない
- ⑥勉強会の主旨が本会事業に寄与することであり、本会に対して有益に働くこと
- ⑦本会所定の申請書を用い、申請を行うこと
- ⑧勉強会終了後には参加者リストを沿えた開催報告書を提出すること

6. 申請書の提出

- ①本会ホームページへの情報掲示を希望する会員は所定の申請書へ必要事項を記載の上、勉強会開催6ヶ月前までに総務課へ提出する。
- ②必要事項の内容は以下の通り。
 - ・グループ名
 - ・責任者氏名
 - ・グループ形成の目的
 - ・構成人数
 - ・構成員の会員・非会員
 - ・活動頻度
 - ・勉強会の将来像
 - ・本会事業協力の意志
 - ・勉強会の主旨
 - ・勉強会のテーマ
 - ・勉強会のキーワード
 - ・勉強会の内容
 - ・講師名
 - ・参加費
 - ・予算
- ③本会掲示板への掲示がなされ、研修会終了後は参加者名簿を沿えた報告書並びに決算書類を勉強会終了後1ヶ月以内に提出。なお、報告書ならびに決算書類の様式は問わない。

7. 審査

- ①責任者が本会会員であること
- ②運営の構成員は日本理学療法士協会会員であること
- ③勉強会内容が「5. 情報掲示の要件③」の内容に該当すること
- ④講師料が本会謝金規定に準じていること
- ⑤参加者が「5. 情報掲示の要件⑤」の内容に該当すること
- ⑥決算時の利益が経費の10%以内であること

⑦本会事業への寄与を目的とする意図が明確であること

8. そのほか

- ①審査は原則として事務局が行うが、審査内容に疑義が生じた場合は理事会においてこれを再審査する。
- ②上記に伴い、審査期間が延長することにより情報提供期間が短くなる若しくは情報提供が出来ない場合がある。
- ③審査若しくは理事会再審査により勉強会の内容が本会事業方針にそぐわないと判断された場合には情報揭示を断ることがある。
- ④申請内容に虚偽申告が確認された場合には以降申請があっても情報揭示は行わない